

潟上市総合発展計画検討委員会部会設置要綱

平成17年11月29日

告示第172号

改正 平成22年9月16日告示第110号

(趣旨)

第1条 潟上市総合発展計画検討委員会設置要綱(平成17年潟上市告示第147号)第8条の規定に基づき、潟上市総合発展計画検討委員会(以下「委員会」という。)に部会を置くこととし、部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、総合発展計画の策定に関し次の掲げる事項について、専門的に調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

- (1) 基本構想及び基本計画の検討に関すること。
- (2) 基礎資料等の収集に関すること。
- (3) 施策及び事業等の調査研究に関すること。

(部会の種類)

第3条 部会の種類及び所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・文化と交流・連携部会(地域コミュニティ、行政改革、学校教育、生涯学習、スポーツ振興等に関すること。)
- (2) 快適環境と健康・福祉部会(生活環境、消防防災、防犯、交通安全、福祉、保健等に関すること。)
- (3) 住環境と産業部会(産業振興、道路整備、上下水道整備等に関すること。)

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長1人、副部会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月29日から施行する。

附 則（平成22年9月16日告示第110号）

この告示は、平成22年9月21日から施行する。